

## 提出書類

全員が提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 洲本市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）</li> <li>・ 婚姻後の戸籍謄本 もしくは 婚姻届受理証明書 または 洲本市パートナーシップ宣誓届出済証</li> <li>・ 住民票（発行日から3月以内のもの） ※世帯全員が記載され、夫婦双方の住所が申請に係る住宅の所在地であること</li> <li>・ 夫婦双方の令和7年度（令和6年分）の所得証明書</li> <li>・ 市歳入金情報に関する同意書（別記様式）</li> <li>・ 洲本市結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第4号）</li> </ul>
奨学金を返還している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し（令和6年に支払ったもの）</li> <li>※夫婦の合計所得額が500万円未満の場合は提出不要です</li> </ul>
住宅を購入した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅の売買契約書の写し または 工事請負契約書の写し</li> <li>・ 建物購入費の領収書等の写し（費用の内訳がわかるもの）</li> </ul>
住宅を賃借した場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅の賃貸借契約書の写し</li> <li>・ 賃借に係る費用の領収書等の写し</li> </ul> <p>賃借した期間内に給与を受けていた場合、以下の書類が必要です</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 給与明細の写し または 住宅手当支給証明書（様式第2号）</li> </ul>
引越しをした場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引越費用の領収書等の写し（費用の内訳がわかるもの）</li> </ul>
住宅をリフォームした場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事請負契約書の写し または 請書の写し</li> <li>・ リフォーム費用の領収書等の写し</li> </ul>

※領収書等（金融機関等の振込控え、通帳の写し、クレジットカードの利用明細を含む）には

「支払者の氏名」「支払先」「金額」「支払内容」「支払日」の記載が必要です。

## 補助対象経費

住宅の購入費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象となる費用：「建物購入費」のみ</li> <li>・ 対象外の費用：「土地購入費」「住宅ローンの手数料・利息」など</li> <li>・ 婚姻日から起算して1年以内に取得した住宅が対象です。</li> <li>・ 「住宅メーカー（売主）への一括払い」と「金融機関へのローン払い」はいずれも対象となりますが、両方を申請することはできません。</li> </ul>
住宅の賃貸借費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象となる費用：「賃料（家賃）」「共益費」「敷金」「礼金」「仲介手数料」</li> <li>・ 対象外の費用：「駐車場代」「物件の清掃代（クリーニング代）」「鍵交換代」「更新手数料」「光熱水費」「設備購入代」「火災保険料」「家財保険料」「契約一時金・保証金」など</li> <li>・ 勤務先等から住宅手当を受けている場合はその金額を補助対象経費から差し引きます。</li> <li>・ 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は、その支援額を対象経費から差し引きます。</li> <li>・ 婚姻日より前から賃借している物件も対象です（下記参照）。</li> <li>・ 婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機に物件を賃借する場合、その賃借にかかる賃料等が対象となります。一方、婚姻を機とした賃借でない場合や、賃借開始が婚姻日から起算して1年を超える場合は、婚姻日以降の賃料等が対象となります。</li> <li>・ 夫婦の一方が賃借している物件にもう一方が入居する場合、同居開始が婚姻を機としたもので、同居開始日が婚姻日から起算して1年以内の場合は、同居開始日以降の賃料等が対象となります。同居の開始は、住民票または賃貸借契約書にて確認します。</li> </ul>
引越費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象となる費用：引越業者、運送業者に支払う「引越運送及びこれに付帯する荷造りに要する運賃・料金」</li> <li>・ 対象外の費用：「ホームクリーニング」「不用品の処分」「自らレンタカーを借りる」「友人に依頼する」等に係る費用など</li> <li>・ 婚姻前に行った引越しても婚姻を機としたものであれば対象となります。</li> </ul>
住宅のリフォーム費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象となる費用：住宅機能の維持または向上を図るために行う「修繕」「増築」「改築」「設備更新」に係る工事費用</li> <li>・ 対象外の費用：「倉庫、車庫等に係る工事費用」「門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用」「エアコン、洗濯機等の家電製品等の購入・設置に係る費用」など</li> <li>・ 婚姻日から起算して1年以内に実施したリフォームが対象です。</li> </ul>